

○岡谷市新技術・新製品等ものづくりチャレンジ企業応援事業補助金交付要綱

平成17年3月31日

告示第46号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業の新技術開発又は新製品等の創出を支援し、新たなものづくりにチャレンジするため、中小企業者又は企業グループが単独又は産学官の連携により行う技術の研究開発又は新製品の開発を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、岡谷市補助金等交付規則（昭和49年岡谷市規則第13号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者で、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める大分類「製造業」又は大分類「情報通信業」中分類「情報サービス業」小分類「ソフトウェア業」を主たる事業として営む中小企業者をいう。
- (2) 企業グループ 市内に主たる事務局を有し、4社以上の中小企業者で構成され、かつ、市内中小企業者が半数以上を占めるグループをいう。
- (3) 産学官 企業、大学、高等専門学校又は公設試験研究機関をいう。
- (4) 自社ブランド品 中小企業者又は企業グループが自ら企画、開発及び製造並びに販売し、自社ブランド化又は本市のふるさと納税返礼品への登録等を目指す製品をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に本社、主たる工場又は研究所等の施設を有し、市税の滞納がない中小企業者又は企業グループとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる技術の研究又は開発を目的とした事業とする。

- (1) 機械、器具又は装置の省力化、高性能化又は自動化のための技術

- (2) 新材料の開発利用技術
- (3) 新製品の開発技術
- (4) 生産、加工又は処理のための技術
- (5) 新システム又は新工法の開発技術

2 補助対象事業は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内の本社、主たる工場又は研究所等で実施するものであること。
- (2) 国又は県から補助金の交付を受けたもの又は受ける予定のものでないこと。
- (3) 申請した年度内に完了する（事業の実施に要した経費の支払いを含む。）ものであること。

（補助対象経費及び補助率等）

第5条 補助金の交付の対象となる事業区分、経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は、次の表のとおりとする。

事業区分	補助率及び限度額	補助対象経費
一般枠	補助対象経費の2分の1以内（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とし、150万円を限度とする。	(1) 原材料又は副資材の購入に要する経費 (2) 構築物（風洞、水槽、防壁等をいう。）の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 (3) 機械装置若しくは工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
開発試作枠 （従業員が10名未満の企業に限る。）	補助対象経費の2分の1以内（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とし、30万円を限度とする。	(4) 工業所有権の取得に要する経費 (5) 設計委託、ソフトウェア開発委託、研究委託又は外注加工に要する経費 (6) 市場調査に要する経費
B to C開発チャレンジ枠 （一般消費者向け製品の開発に関する事業に限る。）	補助対象経費の2分の1以内（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とし、30万円を限度とする。	(7) 技術指導等の受入れに要する経費 (8) 新製品の販売に要する経費 (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

2 補助対象経費は、補助金の交付を申請しようとする年度の4月1日から3月末日までに要した費用とする。

(認定申請手続等)

第6条 補助金の認定を受けようとする者(第8条において「認定申請者」という。)は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 岡谷市新技術・新製品等ものづくりチャレンジ企業応援事業補助金認定申請書(様式第1号)
- (2) 共同研究等に係る契約を締結している場合にあつては、その委託契約書等
- (3) 法人にあつては定款及び最近の決算書(法人以外にあつてはこれらに相当する書類)
- (4) 市税の納税証明書

2 前項の提出の期限は、次の各号の事業区分に応じ、当該各号に定める日までとする。

- (1) 一般枠 7月末日
- (2) 開発試作枠 申請する年度の1月末日
- (3) B to C開発チャレンジ枠 申請する年度の1月末日

3 第1項の規定による申請は、当該年度中1回に限るものとする。

4 申請しようとする年度の前年度に一般枠に係る補助金の交付決定を受けた者は、一般枠に係る補助金の認定を申請することができないものとする。

(認定基準)

第7条 認定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該技術又は製品が、独創的なものであること。
- (2) 当該技術又は製品が第4条第1項に掲げる技術のいずれかに該当するものであること。
- (3) 技術や製品が安全で、かつ、環境負荷の低減や持続可能な社会の構築を意識したものであること。
- (4) 研究開発に当たっては、当該研究開発の成果が十分見込めるものであること。
- (5) 研究開発に必要な技術的能力、経営能力を有するものであること。

(認定手続)

第8条 市長は、第6条の規定による書類の提出があつたときは、学識経験者等とともに会議、現地調査又はヒアリング等を行い、その内容を審査し、実施する事業が前条に規定する認定基準に該当し、新たなものづくりチャレンジに対して適切なものであると認められたときは、岡谷市新技術・新製品等ものづくりチャレンジ企業応援事業補助金認定通知書(様式第2号)を交付するものとする。

2 認定申請者が産学官の連携によりその相手方と共同研究等に係る委託契約を締結している場合は、審査又は現地調査の一部又は 全部を省略することができる。

(補助金交付の申請)

第9条 前条第1項に規定する認定通知書の交付を受けたものが補助金の交付を受けようとするときは、岡谷市新技術・新製品等ものづくりチャレンジ企業応援事業補助金交付申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、岡谷市新技術・新製品等ものづくりチャレンジ企業応援事業補助金交付決定書(様式第4号)により通知するとともに、補助事業及び企業名の公表を行うものとする。

(申請の取下げ)

第11条 規則第7条第1項に規定する申請の取下げは、補助金の交付決定の通知を受けた日から10日以内に市長に提出して行うものとする。

(事業の中止等)

第12条 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助事業が予定期間内に完了しないときは、速やかに市長に報告して、その承認を得るものとする。

2 前項の規定による報告又は承認は、岡谷市新技術・新製品等ものづくりチャレンジ企業応援事業補助金変更(中止、廃止)承認申請書(様式第5号)を提出して行うものとする。

(実績報告)

第13条 第10条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業が完了したときは、岡谷市新技術・新製品等ものづくりチャレンジ企業応援事業補助金実績報告書(様式第6号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の実績報告書等の書類の提出を受けたときは、当該書類を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、適当と認めるときは、岡谷市新技術・新製品等ものづくりチャレンジ企業応援事業補助金確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 第12条の規定により補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が交付決定を取り消す相当の理由があると認めるとき。

2 市長は、交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金がある場合において、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(研究開発の成果の発表)

第16条 市長は、補助事業が完了したものに対して、その研究成果等の発表を指示することができる。

(事後指導)

第17条 市長は、補助事業の円滑な推進を図るため、事業計画が完了するまでの間、交付決定者に対し指導、助言を行うことができる。

(規則の準用)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の申請から交付までの手続等については、規則に定めるところによる。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 産学共同技術開発助成事業補助金交付取扱要綱（平成元年岡谷市告示第34号）
- (2) 新技術・新製品開発助成事業補助金交付取扱要綱（平成元年岡谷市告示第35号）
- (3) 中小企業融合化促進助成事業補助金交付取扱要綱（平成7年岡谷市告示第16号）
- (4) 岡谷市商工業知識集約化グループ助成要綱（昭和54年岡谷市告示第19号）